

# 四国 VISA カード法人会員規約

## 一般条項

### 第1条（法人会員及びカード使用者）

1. 株式会社四国しんきんカード（以下「当社」という）に本規約を承認のうえ、入会申込みをした法人または非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）とします。

2. 会員は、会員に所属する役員または従業員（臨時雇用、嘱託を除く）の中からクレジットカードを社用に利用する方を指定して当社に所定の方法で届け出るものとし、当社が適格と認めた方をカード使用者（以下「使用者」という）とします。なお、会員は、使用者の届出にあたり、使用者本人に本規約の内容を示し、理解をさせた上で承認を得るものとし、

### 第2条（カードの貸与と取扱い）

1. 当社は、会員及び使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に印字した会員の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カード及びカード情報は、カード表面に印字された使用者本人以外使用できないものとし、また、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員及び使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとし、会員は、カード発行後も、届出事項（第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとし、

2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとし、

3. カードの所有権は、当社に属しますので、会員及び使用者が他人にカードを貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させ、もしくは使用のために占有を移転させてはなりません。

4. カード及びカード情報の使用、管理に際して、会員もしくは使用者が前3項に違反し、その違反に起因してカード及びカード情報が不正に利用された場合、会員及び使用者は、連帯して本規約に基づきそのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとし、但し、使用者は、使用者に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとし、

5. 当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様及びデザインは、VISA インターナショナルサービスアソシエーション又はマスターカードインターナショナルインコーポレーテッド（以下まとめて「国際提携組織」という）が定める規定により、当社が定めます。

6. カードの発行及びその他の取扱いは、本規約の定めによる他、当社及び国際提携組織が定めるカード取扱要領によるものとし、会員は、カードの発行権及び所有権が当社にあることを認めるものとし、

### 第3条（暗証番号）

1. 当社は、会員または使用者より申し出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申し出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録します。また、会員及び使用者は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、

2. カード利用にあたり、登録された暗証番号が利用されたときは、当社に責のある場合を除き、会員及び使用者は、そのために生ずる一切の債務についてすべて支払いの責を負うものとし、

但し、使用者は、使用者に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

#### **第4条（年会費）**

会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとし、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しないものとします。

#### **第5条（カードご利用枠）**

1. 会員のカードショッピング及びキャッシュサービスの利用代金を合算した未決済残高の利用枠（以下「カードご利用枠」という）は、当社所定の方法により定めるものとします。

2. カードご利用枠のうち、キャッシュサービスの月間利用枠は、各カードにつき50万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。

3. 前2項のカードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。

①カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合

②カードの利用状況及び信用状況に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合

③「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合

4. 本条に定めるカードご利用枠は、当社所定の方法によりこれを増額できるものとします。なお、本条第2項に定める利用枠は、会員が希望した場合に増額するものとし、同項の定めにかかわらず50万円を超えて増額できるものとします。但し、会員がカードご利用枠の増額を希望する場合は当社所定の方法により申込みいただき当社が適当と認めた場合に増額するものとします。

#### **第6条（複数枚カード保有における特約）**

当社は、会員が当社から貸与された他のカードを所持している場合、前条のカードご利用枠を各々のカード毎に定めたカードご利用枠の合計額ではなく、すべてのカードを合算して別途定める金額とすることができるものとします。

#### **第7条（カード利用代金債務）**

1. 会員は、会員に対して貸与されたすべてのカード（以下「全カード」という）の利用による債務及び本規約に基づく一切の債務について支払いの責を負うものとします。

2. 使用者は、使用者に貸与されたカードのカードショッピング利用に基づく債務及び自己名義のクレジットカード管理上の責任に基づく債務についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

#### **第8条（代金決済）**

1. 会員が当社に支払うべきカード利用による代金、年会費及び手数料等本規約に基づく一切の債務は、会員の預金口座からの口座振替または通常貯金からの自動払込みの方法により支払うものとします。但し、当社が適当もしくは必要と認めた会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法により支払う等当社が別途定めた方法により支払うものとします。

2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とします。なお、支払期日は当社もしくは金融機関の都合により毎月8日とすることがありますのでその場合は別途通知いたします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

3. 会員の預金口座または通常貯金の残高不足等により、当社に支払うべき債務の口座振替または自動払込みができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、支払期日以降の任意の日において、会員が当社に対して支払うべき債務の一部または全部につき口座振替または自動払込みができるものとします。

4. 会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替、引落としまたは自動払込みにかかる費用（以下「再振替等にかかる費用」という）を負担するものとします。

5. 再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。

6. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は外貨額を国際提携組織の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算のうえ、前5項の定めによりお支払いいただきます。但し、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。

7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に会員の届出の住所へご利用代金明細書もしくは請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書もしくは請求明細書の内容について承認したものとみなします。

### **第9条（支払金等の充当順序）**

会員もしくは使用者の弁済した金額が、本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員もしくは使用者への通知なくして、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

### **第10条（費用の負担）**

会員もしくは使用者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（但し、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

### **第11条（退会）**

1. 会員が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。

2. 使用者が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に会員から届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとします。

3. 前2項の場合、当社が適当と認めたときは、債務の全額を第8条の定めによりお支払いいただくことがあります。また、退会後においても、カードを利用または会員番号を使用して生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。

### **第12条（カード利用の断り及び一時停止、会員資格及び使用者資格の取消等）**

1. 当社は、会員または使用者が利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が発生するなどの利用代金の支払状況等の事情によっては、全カードまたは一部のカードの利用をお断りすることがあります。

2. 当社は、カード及びカード情報の第三者による不正使用の可能性がある当社が判断した場合会員または使用者への事前通知なしに、カードショッピング及びキャッシュサービスの全部またはいずれかの利用を保留またはお断りすることがあります。

3. 会員または使用者が本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他不審な場合などには、当社は加盟店等を通じて次の（1）、（2）の措置をとり、全カードまたは一部のカードの利用を一時停止することができるものとします。

(1) カードの回収

(2) カードショッピング、キャッシュサービスのカード利用の全部またはいずれかの停止

4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格ないし使用者資格を取り消すことができるものとします。会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格または使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。

(1) 虚偽の申告をした場合

(2) 本規約のいずれかに違反した場合

(3) カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合

(4) 信用状態に重大な変化が生じた場合

(5) カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合

(6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合

(7) 使用者が会員の役員又は従業員でなくなった場合又は会員から使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取り消したことにより生じた使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。）

(8) 使用者が死亡した場合または使用者の親族等から使用者が死亡した旨の連絡があった場合

(9) 会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(10) 会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合

①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為

(11) 会員または使用者に対し本条第8項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合

(12) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記(1)から(11)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合

5. 会員は、前項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、及びチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、及びチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。また、会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

6. 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカード及びチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカード及びチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カード及びチケット等を返還するものとします。会員または使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。

7. 会員及び使用者は、会員または使用者の会員資格あるいは使用者資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用代金等について、全て支払いの責を負うものとします。但し、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。

8. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には使用者に当社が指定する書面の提出及び当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。

### **第13条（付帯サービス等）**

1. 会員又は使用者は、当社または当社の提携会社が提供するカード付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員又は使用者が利用できる付帯サービス及びその内容については別途当社から会員に対し通知します。

2. 会員又は使用者は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。

3. 会員又は使用者は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービス及びその内容を変更することを予め承諾します。

4. 会員又は使用者は、第11条に定める退会をした場合、もしくは、第12条に定める会員資格の取消をされた場合、付帯サービス（会員資格取消前または退会前に取得済みの特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

### **第14条（期限の利益の喪失）**

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 仮差押、差押、競売の申請、破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき
- (2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき
- (3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき
- (4) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合

2. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により当該使用者の本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき
- (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
- (3) その他信用状態が悪化したとき
- (4) 会員が会員資格を取り消された場合または使用者が使用者資格を取り消された場合

3. 前2項の定めにかかわらず、キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

### 第15条（遅延損害金）

1. 会員又は使用者は、当社に対する支払い（付利単位1,000円）を遅滞した場合は支払い期日の翌日から支払の日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務元金（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割り計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

2. 会員は、キャッシュサービスの支払い（付利単位1,000円）について、これを遅滞した場合及び期限の利益を喪失した場合は、前項に準じ、年20.0%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割り計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

### 第16条（紛失・盗難・偽造）

1. カードまたはカード情報あるいはチケットが紛失、盗難、詐取もしくは横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員及び使用者は、連帯して本規約に基づきその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。但し、使用者は、使用者に対して貸与されたカードまたはカード情報の利用により発生する利用代金、チケットの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

2. 会員及び使用者は、カードまたはカード情報あるいはチケットが紛失・盗難にあったときは速やかにその旨を当社に通知し最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届け出ることできます。また、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。

3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員または使用者は被害状況等の調査に協力するものとします。

4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員または使用者に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について故意または過失のある会員及び使用者が支払いの責を負うものとします。

5. 当社は、カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員及び使用者は予め承諾するものとします。

### 第17条（会員保障制度）

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員及び使用者がカードまたはカード情報あるいはチケットの紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察ならびに当社への届出がなされたときは、これによって会員及び使用者が被るカードまたはチケットの不正利用による損害をてん補します。

2. 保障期間は、入会日から1年間とし、毎年自動的に継続されるものとします。

3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。

- (1) 会員または使用者の故意もしくは重大な過失に起因する損害
- (2) 損害の発生が保障期間外の場合
- (3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、カードまたはチケットの受領に関しての代理人による不正利用に起因する損害
- (4) 第4項の義務を会員が怠った場合
- (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
- (6) 暗証番号の入力を伴う取引についての損害（但し、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員及び使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません）

せん。)

- (7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害
- (8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害
- (9) その他本規約に違反する使用に起因する損害

4. 会員が損害のてん補を請求するときは、損害の発生を知ったときから30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出していただくとともに、当社または当社の委託を受けたものが被害状況等の調査を行う場合これに協力するものとします。

#### **第18条（カードの再発行）**

カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の届けを提出していただき当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行人手数料を支払うものとします。

#### **第19条（カードの有効期限）**

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。
2. 有効期限の2カ月前までにお申し出がなく、当社が引き続き会員及び使用者として認める場合には、新しいカードと会員規約を送付します。この場合、会員もしくは使用者は有効期限経過後のカードを直ちに切断し、破棄するものとします。
3. カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

#### **第20条（届出事項の変更等）**

1. 会員が当社に届け出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、その他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、当社への電話等の当社が適当と認める方法により届け出ることできます。
2. 前項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
3. 第1項の届出がないために当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、第1項の届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
4. 会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号に該当すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員及び使用者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員及び使用者は、これに応じるものとします。

#### **第21条（合意管轄裁判所）**

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の所在地、商品等の購入地及び当社の本社、支店、営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### **第22条（規約の変更、承認）**

本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

#### **第23条（利率の変更）**

キャッシュサービスの利率及び遅延損害金の利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、前条の規定にかかわらず、

当社から利率の変更を通知した後は、変更後の利用分から変更後の利率が適用されるものとします。

## 第24条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。

## 第25条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

## カードショッピング条項

### 第26条（カードショッピング）

#### 1. 利用可能な加盟店

使用者は、次の加盟店においてカードを利用することができます。但し、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上傳票等の偽造・変造等の危険について充分注意するものとします。なお、(1)乃至(3)の加盟店にてカードショッピングの取引を行う目的は事業費決済のみとします。

(1) 当社の加盟店

(2) 当社と提携したクレジットカード会社（以下「提携クレジットカード会社」という）の加盟店

(3) VISA国際サービスアソシエーションと提携した銀行・クレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」という）の加盟店

#### 2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略することまたは、署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号の店頭端末機への入力等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

#### 3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き

郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社若しくは他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、使用者の氏名、届出住所等を記入することにより、もしくは電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。

#### 4. オンライン取引の際の利用手続き

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社若しくは他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、使用者の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。

#### 5. ICカードの利用手続き

カードの種類がICクレジットカード（ICチップを搭載したクレジットカード）の場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、使用者自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。但し、端末機の故障等の場合若しくは別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。

#### 6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き



使用者は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、使用者は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種別変更等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたとき若しくは退会・使用者資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとし、また、使用者は、当社が必要であると判断したときに、使用者に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報及び無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を經由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとし、また、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとし、また、

7. カードの利用に際しては、原則として、当社の承認を必要とし、この場合、使用者は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接若しくは提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を經由して加盟店若しくは使用者自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとし、また、

## 第27条（債権譲渡の承諾等）

1. 会員及び使用者は、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の使用者に対する債権について、以下の各号に予め異議なく承諾するものとし、また、

(1) 当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡すること、または、当社が当該加盟店等に立替払いすること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社及び海外クレジットカード会社を除く）を經由する場合があります。

(2) 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡しまたは提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を經由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること

(3) 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡しまたは海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を經由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること

2. カードの利用による取引上の紛議は会員及び使用者と加盟店等において解決するものとし、また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとし、また、

3. 会員及び使用者は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとし、但し、通話明細情報については、会員及び使用者の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとし、また、

4. 会員及び使用者は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとし、また、

## 第28条（カードショッピング代金の支払区分）

1. 使用者は、カードショッピング代金の支払区分について、1回払いのみを指定することができます。

2. 会員のカードショッピング代金は、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日にお支払いいただきます。

支払期日が10日もしくは8日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分

3. 前項のお支払いは、事務上の都合により、支払期日の開始が遅れる場合があります。

## 第29条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員及び使用者が日本国内の加盟店から見本・カタログ等により商品及びサービス（以下総称して「商品等」という）の購入を行った場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員及び使用者は、加盟店に商品等の交換請求もしくは当該売買契約の解除をすることができます。

## キャッシュサービス条項

### 第30条（キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法）

1. 会員は、次の（1）、（2）に定める方法を使用者に行わせることにより、事業費資金とすることを取引を行う目的に当社から現金を借り受けることができます。

（1）当社の指定する日本国外の現金自動支払機に暗証番号を入力して所定の操作をする方法

（2）国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名する方法

2. キャッシュサービスの利用可能な金融機関の範囲及び手続きの種類については、当社が別途指定するものとします。

### 第31条（キャッシュサービスの借入金のお支払い）

1. キャッシュサービスの返済方法は元利一括返済、返済回数は1回とし、支払期日が10日もしくは8日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分と次項の利息とを合計し、当月の支払期日にお支払いいただきます。

2. 借入金（付利単位100円）に対して、年18.0%の割合の利率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した利息をお支払いいただきます。但し、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率及び当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。

3. 当社が別途指定するカードの会員は、当社が適当と認めた場合には、下記の方法により、キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。

（1）当社が別途定める期間において、使用者が当社の提携金融機関の現金自動支払機から借入金の全額（日割計算にて返済日までの利息を併せて支払う）を入金して返済する方法

（2）当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、当社指定口座への振込（振込手数料は会員または使用者負担）により返済する方法

（3）当社の支店・サービスセンターへ使用者が現金を持参して返済する方法

### 第32条（キャッシュサービスのATM等手数料）

1. 会員は、海外クレジットカード会社等が設置するATM等を利用して借り受け、または当該借入金を当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用して臨時に返済する場合、当社所定のATM手数料を負担するものとします。その場合は、第31条第1項にて定める期間に発生したATM利用に係る手数料について、当月の支払期日に支払うものとします。

2. ATM手数料は、利用金額・返済金額が1万円以下の場合は108円（含む消費税等）、利用金額・返済金額が1万円を超える場合は216円（含む消費税等）とします。但し、当社が認める場合は割引もしくは無料とすることがあります。

### 第33条（キャッシュサービス利用時及びお支払い時の書面の交付）

会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面、及び貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができることを承諾するものとします。

※貸金業法施行日（平成19年12月19日）以前に入会した会員は、当社から上記第33条に関する通知もしくは上記第33条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、1ヶ月以内に異議を申し立てることができるものとします。

#### <キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>

##### ●返済総額及び返済期間・返済回数

キャッシュサービス利用枠	返済予定総額	返済期間・返済回数
10万円	120,761円	最長56日・1回
20万円	205,523円	
30万円	308,284円	
40万円	411,046円	
50万円	513,808円	

※返済総額は、キャッシュサービス利用枠と同額を56日間（年365日）利用したと仮定した場合の返済総額となり、実際の返済期間、返済予定総額は、ご利用内容によって異なります。

※キャッシュサービスご利用枠の設定が無い場合、キャッシュサービスご利用枠0万円、返済予定総額0円、返済期間・返済回数0日・0回となります。

##### ●担保・保証人…不要

●元本・利息以外の金銭の支払い・・・ATM手数料（取扱金額1万円以下：108円（含む消費税等）、取扱金額1万円超：216円（含む消費税等））・再振替等にかかる費用

●会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

●貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追

加

利用・繰上返済等により変動することがあります。

#### <ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いします。

株式会社四国しんきんカード

〒761-0113 香川県高松市屋島西町1396番地1

電話番号 087-844-0707

※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。

3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

4. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡下さい。

<お客様相談室>

〒761-0113 香川県高松市屋島西町1396番地1

電話番号 087-844-0707

5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。

<VJ紛失・盗難受付デスク>

フリーダイヤル 0120-919456

※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。

東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。

(当社が契約する指定紛争解決機関)

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

電話番号 03-5739-3861

(2017年9月改定)

## 個人情報に関する同意条項

<本同意条項は四国 VISAカード法人会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します>

### 第1条（個人情報の収集・保有・利用等）

1. 使用者またはその予定者及び会員の代表者または入会申込者の代表者（以下総称して「使用者等」という）は、本規約（入会申込み及び使用者の届出を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑦の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること、及び、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。

1

申込みまたは届出時に会員または使用者等が申込書に記入しもしくは使用者等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報及びお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）

2

使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況及び契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）

3

使用者のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報

4

お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報

5

当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況

6

当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項

7

官報や電話帳等の公開情報

2. 使用者は、当社が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。

1

当社のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）  
における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス

2

当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発

3

当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等  
その他の通信手段を用いた営業活動

4

当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣  
伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信

3. 使用者は、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）  
において、当社が第1項の①から⑦の個人情報を会員に提供することに同意します。

## 第2条（個人情報の預託）

使用者等は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

## 第3条（利用の中止の申出）

使用者は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出することができます（以下、尚書きの内容を含めて同じ）。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第8条第1項記載の窓口にご連絡下さい。尚、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

## 第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 使用者等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

当社に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続（受付窓口受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。

2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、使用者等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

## 第5条（会員契約が不成立の場合）

会員契約が不成立の場合であっても、使用者等が入会申込をした事実は、第1条第1項に定める目

的及び第2条に基づき、当該契約に不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

#### **第6条（退会後または会員資格・使用者資格取消後の場合）**

本規約第11条に定める退会の申し出または本規約第12条に定める会員資格・使用者資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

#### **第7条（規約等に不同意の場合）**

当社は、使用者等が入会申込み若しくは使用者届出に必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約若しくは本同意条項の内容の全部若しくは一部を承認できないことや退会の手続きをとること、入会若しくは使用者となることをお断りする場合があります。

#### **第8条（個人情報に関するお問い合わせ）**

1. 第3条に定める中止のお申出は、下記の当社までお願いします。

〒761-0113 香川県高松市屋島西町1396番地1

電話番号 087-844-0707

2. 個人情報の開示・訂正・削除等の使用者等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

<お客様相談室>

〒761-0113 香川県高松市屋島西町1396番地1

電話番号 087-844-0707

#### **第9条（同意条項の位置付け及び変更）**

1. 本同意条項は四国VISAカード法人会員規約の一部を構成します。

2. 本同意条項は 当社所定の 手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

#### **反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意**

私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格が取り消された場合には、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします

①貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の（1）から（5）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有す

ること

②自らまたは第三者を利用して、次の (1) から (5) までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為 (5) その他前記 (1) から (4) に準ずる行為

(2017年9月改定)

## 個人事業主特約

会員が個人事業主の場合、四国VISAカード法人会員規約（以下「本規約」という）及び個人情報取扱に関する同意条項（以下「同意条項」という）に加えて、本特約が適用されるものとします。

本規約と本特約の内容が相違する場合は、本特約を優先するものとします。

### 第1条（読み替え等）

1. 同意条項において「会員の代表者または入会申込者の代表者」とあるものは「会員または入会申込中の個人事業主」と読み替えるものとします。会員または入会申込中の個人事業主を「個人事業主等」といいます。
2. 本規約第1条第2項第1文において、「クレジットカードを社用に利用」を「クレジットカードを社用及び私用に利用」に読み替えるものとします。
3. 本規約第26条第1項第3文の定めにかかわらず、カードショッピングの取引を行う目的を入会申込書において事業費決済及び生計費決済から選択するものとします。
4. 本規約第30条第1項第1文の定めにかかわらず、キャッシュサービスの取引を行う目的を事業費資金及び生計費資金とします。

### 第2条（カード利用の一時停止）

当社は、貸金業法に基づき、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。

### 第3条（代金決済）

当社に支払うべき債務のうち本規約第31条に定めるキャッシュサービスの返済元金は、本規約第8条第1項で会員が指定する決済口座からの引落とし若しくは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまでは、本規約第5条第1項に定める未決済残高に含めるものとします。

### 第4条（個人情報情報機関への登録・利用等）

同意条項に追加して下記条項が適用されるものとします。

1. 個人事業主等は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟個人情報機関」という）及び加盟個人情報機関と提携する下記の個人情報情報機関（以下「提携個人情報機関」という）に照会し、個人事業主等及びその配偶者の個人情報登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を個人事業主等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。

2. 個人事業主等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により個人事業主等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。

3. 個人事業主等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

#### <加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名 称：株式会社シー・アイ・シー

（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

所 在 地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：<http://www.cic.co.jp>

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

#### <提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名 称：株式会社日本信用情報機構

所 在 地：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町4-1-1

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<http://www.jicc.co.jp>

○名 称：全国銀行個人信用情報センター

所 在 地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

（建物建替えのため、平成 32年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転しております。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。）

※株式会社シー・アイ・シー並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

4. 当社と個人事業主等との契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込をした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

5. 個人信用情報機関に開示を求める場合には、本条記載の連絡先へ連絡してください。

6. 個人事業主等が本特約の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。

#### <登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
------	-------



①氏名、生年月日、性別、住所 電話番号、勤務先、運転免許証 等の記号番号等の本人情報 ※ <sup>1</sup>	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引 事実 ※ <sup>2</sup>	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間

※<sup>1</sup> 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※<sup>2</sup> 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

### 第5条（利用中止の申出）

同意条項第3条に関わらず、利用の中止の申出はカードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除くものとします。

（2017年2月改定）